

今、国家とは何かを問う

第2回～第4回の遠藤弁護士の講演

第2回 7月27日(土)エル大阪・大会議室



★「今、平和とは何かを問うーダグ・ハマースホルドの祈り」

第2講では、憲法解釈の指針を示し、法秩序を正当化する倫理的法原則である基本的人権（人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、侵すことのできない永久の権利として信託されたもの、97条）、なかならず、平和的生存権について考えます。戦力不保持、交戦権を否認した日本国憲法の土台に平和的生存権があればこそ、「政府の行為によって再び戦争の惨禍」（前文）が起きないことが保障されるという意味で、平和的生存権は、日本という国家を定義する倫理的法原則であるからです。

第3回 9月14日(土)エル大阪・大会議室



★「今、国民とは何かを問うー柳の枝に琴を掛ける」

第3講では、軍人、軍属、徴用工、挺身隊として「大東亜共栄圏」のために動員された「植民地出身」が辿（たど）らざるをえなかった姿を浮き彫りにすることで、「国民」という側面から「国家とは何か」を解明します。

第4回 11月2日(土)エル大阪・708号室



★「今、国歌とは何かを問うーはてしない波を渡りつくして」

第4講では、日本国及び日本国民の統合の象徴が天皇である（1条）ということの意味を、日の丸・君が代という天皇象徴の不可欠の一部となっている装置を見ずえることで、考察します。ここ象徴とは、究極的存在を指し示す唯一の言語であって、象徴はそれ自身究極的存在に参与するため、変更不可能であることを確認します。民族が究極的存在になれば、必ずそれが魔神化せざるをえないという政治神学の知見に拠りつつ、魔神化に対抗する「歌の力」について考えてみたいと思います。

さらに、遠藤比呂通弁護士の紹介

（中村一成さんは『ルポ 京都朝鮮学校襲撃事件ー〈ヘイトクライム〉に抗して』[岩波書店(P82~)]の中で、遠藤弁護士のことを次のように書かれています）

「遠藤（比呂通弁護士）の経歴は異色そのものだ。憲法学の大御所、芦部信喜の愛弟子として将来を嘱望され、27歳で東北大学助教授に就任した。憲法の実践として人権問題にも積極的に取り組んできた彼だが、1995年の夏、大阪での人権集会の後、部落解放運動の大御所らに案内された『釜ヶ崎』で、人が構造的に使い捨てにされている現実には衝撃を受けた。…案内して下さった人から『ところで何してるんや？』って聞かれたんで、『私、大学で憲法教えてます！』って自己紹介したらね、まじまじと顔見て、『ここに憲法あるんか？』って。…

その後も学生を連れて釜ヶ崎を訪れた。洗礼を受け、牧師を目指して英国に留学した後、ついに退職し、釜ヶ崎に移り住んだ。日雇い労働者となって鉄筋を担ぎ、炊き出しの手伝いをする日々のなかで、弁護士になった。…以来15年、釜ヶ崎を拠点に活動を続けてきた。大阪弁護士会に登録する4000人以上の弁護士の中で、この地で事務所を開くのは今も遠藤だけだ」。